

特別区道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、変更した区域の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年8月 27 日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月 27 日

(道路管理者)

杉並区長 岸本 聡子

記

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 道路の種類 | 特別区道 |
| 2 路 線 名 | 第 669 号路線の一部 |
| 3 供用開始の時期 | 令和8年8月 27 日 |
| 4 道路の区域 | (拡幅) |

区 間	新 旧 の 別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
浜田山一丁目 35 番	新	5.27 ～6.09	17.30	―――
同 上	旧	3.64 ～4.45	―――	―――